

奥州市上下水道事業告示第6号

奥州市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年奥州市条例第281号)第5条の規定により、令和2年度に下水道事業受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定める。

令和2年4月1日

奥州市長 小 沢 昌 記

1 賦課区域

水沢地域

字水山、字土器田、字日高西、字内匠田、字釜田、朝日町の一部、
佐倉河字五反町、佐倉河字鑑田、真城字垣ノ内、姉体町字石名坂の一部、
羽田町駅前一丁目、羽田町駅前三丁目、羽田町駅東一丁目、羽田町駅南一丁目の一部、
羽田町字粟ノ瀬、羽田町字室ノ木、羽田町字中袋、羽田町字並柳の一部

江刺地域

岩谷堂字下苗代沢の一部

2 区域図

別紙のとおり。別紙は省略し、上下水道部下水道課に備えておき縦覧に供する。